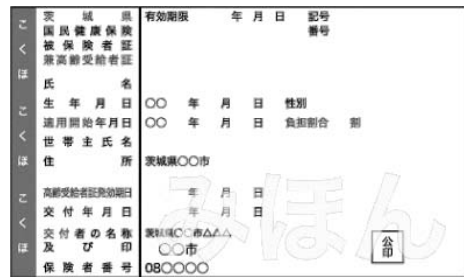


国民健康保険被保険者証の更新時期です！

国民健康保険に加入している方は、国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限が令和元年(平成31年)7月31日となっています。※

令和元年8月からご使用いただく保険証は、令和元年7月末までに簡易書留で郵送します。お手元に届きましたら保険証の記載内容を確認してください。

※令和元年7月31日までに75歳になる方は、誕生日の前日までが保険証の有効期限となっています。75歳になると後期高齢者医療保険に加入となるためです。



安い！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

不動産公売を実施します

町では、一般の方も参加できる入札により、町税などの滞納処分のため差押えしている不動産を公売します。

- ▶ 日時 11月19日(火) 午後0時50分 受付開始
午後1時 入札についての説明開始
- ▶ 場所 茨城町役場 2階 大会議室

公 売 対 象 不 動 産	●売却区分番号 1-1 見積価額 50,000円(公売保証金 10,000円) 東茨城郡茨城町大字野曾字上堤外102番1 田 229㎡
	●売却区分番号 1-2 見積価額 10,000円(公売保証金 不要) 東茨城郡茨城町大字野曾字西後1104番3 田 27㎡
	●売却区分番号 1-3 見積価額 110,000円(公売保証金 20,000円) 東茨城郡茨城町大字野曾字新塚下1128番 畑 329㎡
	●売却区分番号 1-4 見積価額 40,000円(公売保証金 10,000円) 東茨城郡茨城町大字野曾字野曾沢1173番5 畑 99㎡
	●売却区分番号 1-5 見積価額 500,000円(公売保証金 50,000円) 1) 東茨城郡茨城町大字野曾字高田2269番1 田 291㎡ 2) 東茨城郡茨城町大字野曾字高田2269番2 田 126㎡ 3) 東茨城郡茨城町大字野曾字高田2269番3 田 1205㎡ 4) 東茨城郡茨城町大字野曾字高田2269番4 田 321㎡ 5) 東茨城郡茨城町大字野曾字高田2269番5 田 1.00㎡ 以上登記簿による表示
そ の 他	①農地につき農業委員会が発行する買受適格証明書が必要です。 ②中止になる場合があります。 ③公売不動産などの詳細については、役場税務課で無料配布している公売広報や町ホームページをご覧ください。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7104 (直通)
ホームページ: <http://www.town.ibaraki.lg.jp/>

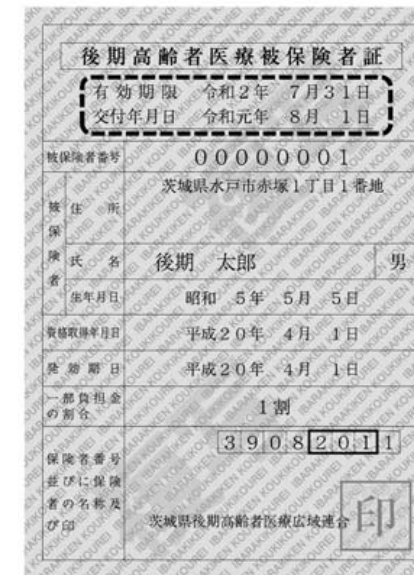
後期高齢者医療保険からのお知らせ

○後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新について

令和元年8月1日から被保険者証(保険証)が変わります。新しい保険証については、7月中にお手元に届くよう郵送します。

新しい保険証は、紺色です。また、記載内容の配置が変わり、見本のように、交付年月日が有効期限の下に記載されます(「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」についても、同様の配置になります)。

(見本) 紺色



○「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の交付について

平成30年度までに「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、同一世帯の全員が令和元年度(平成31年度)住民税非課税の場合は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」も保険証と一緒に郵送します。

また、「限度額適用認定証」についても、平成30年度までに交付を受けたことがあり、令和元年度(平成31年度)も交付該当であれば、保険証と一緒に郵送します。

○個人ごとの保険料の決めかた

$$\begin{matrix} \text{1年間の保険料額} \\ \text{(100円未満切捨て)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{39,500円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{(賦課のもととなる金額} \times 8.00\%) \end{matrix}$$

※賦課のもととなる金額=総所得金額等-基礎控除33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除・配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※保険料額の賦課限度額(上限)は、62万円です。

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象となった方は、資格取得月からの月割で保険料額が計算されます。

○保険料の軽減について

【均等割額の軽減】

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	8割	7,900円
33万円+「28万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円+「51万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は120万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

【その他の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割額はかからず、加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます(国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません)。

【問合せ先】

・茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213 (直通)
・茨城町 保険課 医療年金グループ ☎029-240-7113 (直通)